

岡山市長 大森雅夫様

岡山市監査委員 岸 堅 士  
 同 土 居 幸 徳  
 同 小 林 寿 雄  
 同 小 川 信 幸

## 随時監査の結果について

地方自治法第199条第5項の規定に基づき、財政援助団体等監査の実施に伴う所管課の監査の結果に関する報告について、同条9項の規定により提出します。

## 1 監査対象及び範囲

区分	所管局・課	団体名	監査対象事務等	支出金額
財政援助団体	市民生活局 岡山シティミュージアム	スター・ウォーズ展 実行委員会	企画展共催負担金	円 7,000,000
出資団体	保健福祉局 福祉援護課	(公財) 岡山市ふれあい公社	出資者としての団体に対する指導監督業務	—
	産業観光局 農林水産課	(一財) 岡山市水産協会	出資者としての団体に対する指導監督業務	—
	都市整備局 市街地整備課	岡山都市整備(株)	出資者としての団体に対する指導監督業務	—
指定管理者	市民生活局 スポーツ振興課	(株)山陽レイスポーツ	岡山市立市民屋内温水プール、岡山市東山プール管理業務	55,728,000

## 2 監査の実施場所及び期間

監査委員室

平成30年1月4日から平成30年2月28日まで

## 3 監査の着眼点及び実施内容

平成30年1月から2月に実施した財政援助団体等監査に伴い、所管課の平成28年度の事務が、法令等にのっとり、適正かつ効率的に執行されているかどうか等を主眼とし、抽出した関係書類について、岡山市監査基準に準拠して証憑突合、質問等の手法により監査を実施した。

## 4 監査の結果

### (1) 負担金の執行にかかる所管課業務について

平成28年度における財政援助にかかる負担金の執行事務等について、関係書類等を監査した結果、今後の処理方法を指導した軽易な事項はあったが、おおむね適正に処理されていた。

なお、今後の処理方法について指導した軽易な事項は、記述を省略した。

### (2) 出資者としての団体に対する指導監督業務について

平成28年度における指導監督業務事務について、関係書類等を監査した結果、今後の指導監督方法を指導した軽易な事項はあったが、おおむね適正に処理されていた。

なお、今後の指導監督方法について指導した軽易な事項は、記述を省略した。

### (3) 公の施設の管理業務の執行にかかる所管課業務について

平成28年度における公の施設の指定管理業務の執行にかかる所管課業務について、関係書類等を監査した結果、今後の処理方法を指導した軽易な事項はあったが、おおむね適正に処理されていた。

なお、今後の処理方法について指導した軽易な事項は、記述を省略した。